

## ★伝染病による登園停止期間

感染症にかかってしまったら、集団生活ですので、きちんと治してから登園しましょう。感染症にかかり完治した時に、「登園許可証」「感染症届出書(保護者記入)」の提出が必要になります。

登園許可証・感染症届出書は保育園に用意してありますが、ホームページからダウンロードして使っていただいても大丈夫です。

疾患名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日経過するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日経過するまで
風疹(ふうしん)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺等の腫脹が発現した後、 5日を経過し全身状態が良好になるまで
百日咳	5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで、又は、特有の咳が消失するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により伝染の恐れがないと認められるまで
結核	医師により伝染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌(O157等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の便によりいずれも菌陰性が確認されてから
ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能正常化したとき

病名	登園の目安
手足口病	飲食出来て元気になったとき
ヘルパンギーナ (夏風邪)	解熱し、飲食でき元気になったとき
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹のみで、全身状態が良いとき
マイコプラズマ 感染症	感染力の強い急性期が終わった後、症状改善し全身状態良好なら登園可能
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥しているか湿潤部位が覆る程度である。状態によっては自宅療養、治療するまでプール不可
突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身症状が良いこと、医師の判断による
感染症胃腸炎	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事が取れたとき。 嘔吐が24時間ないこと
RSウイルス 感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いとき
溶連菌感染症	適切な抗菌剤治療後24時間を経て解熱し、全身症状が良好になったとき

### \* その他の感染症

証明書の提出は必要ないが、状態が良くない場合は、医師の診断を受ける必要がある感染症

病名	注意事項
伝染性軟属(水いぼ)	掻きこわし部から浸出液が出ている時は被覆する。登園・プール可
アタマジラミ	医師の診断を受けスミスリンシャンプーなどで駆除を開始している事

## 保育園での投与について

保育園での与薬は、原則として行いません。ただし、特別に医師の指示がある場合には、園長にご相談ください。

保育園では、子どもたちの健康を守るため、保育園における与薬等の対応を下記の通りにさせていただいております。

医師が処方した薬は、保護者が与薬すべきものですが、保育園に入所している慢性疾患がある場合などは、保育時間中に与薬を行わざるを得ない場合もあります。そこで保育園では、やむ得ない場合に限り、保育園での与薬を行うこととしています。

与薬は、医師の指示に従い、保護者の皆さまとの密接な連携のもとで行います。

## ☆保育園で与薬ができる薬

慢性疾患の子どもたちが、保育中の決まった時間に服用することが必要な薬で、医師が処方したものの。  
(例：心疾患用薬剤など)

## ☆与薬の手続き

保育園あてに、「与薬依頼書」と「主治医意見書」を提出します。

- ① 与薬依頼書《保護者の皆さまにご記入いただきます》
- ② 与薬に関する主治医意見書《薬を処方した主治医の先生に記入していただきます》

※保育園での的確に与薬を行う為には、医師の診断に基づいた指示が不可欠です。

子どもたちの健康を守るうえで必要なものですので、保護者の皆さまにご負担をお願いすることについて、ご理解のほどよろしく願いたします。